

# 委 託 業 務 仕 様 書

(目的)

第1条 本仕様書は、令和6年度～令和8年度県単鷹野町排水機場保守・巡視点検業務（以下「本業務」という。）の実施要領を定めることを目的とする。

(施設)

第2条 本業務を実施する施設は、次のとおりとする。

鷹野町排水機場

- |              |    |
|--------------|----|
| 1) 排水ポンプ     | 2台 |
| 2) ポンプ操作盤    | 1式 |
| 3) 上記に付帯する施設 | 1式 |

(業務の実施)

第3条 本業務の実施は、次のとおりとする。

巡視点検 年7回実施

保守点検 年1回実施

※巡視点検は、5月、6月、7月、8月、11月、1月、3月に実施し、保守点検は9月に実施する。

(巡視点検業務の内容)

第4条 巡視点検は、次の事項について異常の有無を確認する。

- 1) 排水機場内外の異常の有無を目視にて確認する。ただし、通常目視できる範囲とする。
- 2) ポンプ操作盤の表示の異常の有無を目視にて確認する。
- 3) 排水ポンプを運転し、異常の有無を確認する。
- 4) ポンプ槽内の清掃を行う。

(保守点検業務の内容)

第5条 保守点検は、次の事項について異常の有無を確認する。

- 1) 排水ポンプの自動運転および手動運転による作動状況
- 2) 排水ポンプの運転電流・電圧および絶縁抵抗の測定
- 3) 排水ポンプの異音および水漏れの有無
- 4) 吐出配管の異常の有無
- 5) ポンプ操作盤の自動運転および手動運転による作動状況
- 6) ポンプ操作盤の電圧計・電流計および表示灯の作動状況
- 7) ポンプ操作盤の絶縁抵抗の状況
- 8) 水位検出器の作動状況
- 9) ケーブルの状況
- 10) ポンプ槽内の異物および堆積物の状況
- 11) 排水機場内外の異常の有無
- 12) ポンプ槽内の清掃

(費用の負担)

第6条 本業務の実施に要する次の費用は、委託者の負担とする。

排水ポンプなどの運転に要する電気料金

(その他)

第7条 緊急時および、この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議して決定するものとする。